

企業を育み地域を潤すエリアネットワーク通信

さがみはら商工会議所 会報

SAGAMIHARA CHAMBER of
COMMERCE and INDUSTRY.

9



産業界の活力で新相模原を創出

会員とともに行動、変革、そして未来へ

2023年 9 月号 No.589



最新情報は
相模原商工会議所の
ホームページを
ご覧ください。



今月の主なNEWS

相模原お店大賞 投票受付中



相模原商工会議所

友だち募集中



第42回さがみはら観光写真コンテスト入賞作品「MOON RISES ON HASHIMOTO TOWN」
(画像提供：公益社団法人相模原市観光協会・撮影 森谷 久雄氏)

CONTENTS

会員の皆さまにお伝えしたい各種行事や催し物、事業経営に直結した身近な情報などをホームページにて情報発信しております。緊急性の高い情報の一部はホームページのみの情報提供となる場合がありますのでご承知ください。

<https://www.sagamihara-cci.or.jp/>



特集 相模原お店大賞20周年 ～第20回投票受付中～

3

圏央道神奈川地区連絡会 国交省に要望書を提出

4



相模原市公共交通網の整備を促進する会 令和5年度総会を開催

4

青年部、宇都宮市を視察

5



特別企画 インボイス対応 開始直前解説

67



トップインタビュー 多彩なイベントで 商店街を活性化 東林間商店街 大石方哉さん

わが社のいち押し 音楽の持つ力で 相模原から芸術を

エッキミュージックサロン 森田江利子さん

9

会員PRコーナー

13



相模原商工会議所は、SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けて、相模原市と共に取り組む「さがみはらSDGsパートナー」として登録されました。



「聴く、商工会議所会報 FM HOT 839で放送中

【放送日】 毎月第2金曜日 13:30～13:54
【再放送】 翌々日の日曜日 7:30～7:54 毎月第4土曜日 21:00～21:24
※過去放送分はFM HOT 839のホームページから聴くことができます。
<https://fm839.com/program/p000360>

【お問い合わせ】 総務課 ☎ 042-753-8131



特集

相模原お店大賞 20周年

投票受付中

10月31日まで

20th Anniversary!!!

相模原お店大賞

相模原の魅力あるお店を知って、相模原と一緒に盛り上げよう!!

お店大賞とは?
相模原の魅力ある店舗を表彰し、地域商業の活性化と消費者へのサービス向上を図ることを目的としています!

受賞店
相模原お店大賞

どういふお店に投票するの?

- 地元愛が強い
- 地域貢献に取り組んでいる
- 個性で魅力ある店づくり
- 消費者に支持されているお店

受賞店には...

- 相模原お店大賞受賞店の証である『のぼり』と『楯』が授与されます。
- 受賞店チラシの作成や、動画撮影をさせていただきます。店舗PRにご活用いただけます。動画は、YouTube等でも公開させていただきます。

インスタ投稿 #第20回相模原お店大賞

気になるお店をシェアしよう!

投票期間
2023. 9.1金 - 10.31火

受賞店発表
12月下旬予定 最大計12受賞店舗を発表

大賞 [飲食部門: 1店舗] [小売・サービス部門: 1店舗]
準大賞 [飲食部門: 5店舗以内] [小売・サービス部門: 5店舗以内]

主催 / 相模原商工会議所「相模原お店大賞」実行委員会
後援 / 神奈川県、相模原市、相模原市商店連合会、相模原市商工会連合会、相山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、緑野商工会
協力 / J-COM相模原・大和局、FM HOT 83.9 (エフエムさがみ)、相模経済新聞社、朝タワニニュース社、さつまコーンソールム、青山学院大学シビックエンジニアリングセンター、M&C 株式会社

今号にチラシ同封(裏面投票用紙)

今年で20回目を迎える相模原お店大賞が9月1日より投票受付を開始しました。投票は「公式ホームページ投票」「インスタグラム投票」「投票用紙(郵送・FAX送信)」による方法で、10月31日まで受け付けています。

受賞店になると、相模原お店大賞受賞店の証である「のぼり」と「楯」が授与されるほか、受賞店チラシ・動画の制作提供が受けられ、売り上げアップにつながるため、大変

写真スタジオ 久保田写真館

042-762-0406
相模原区下丸1926-11
https://shokuban.com/

「写真は未来の宝もの」

第19回大賞受賞 久保田写真館

好評です。また、投票者には抽選で総額30万円相当のプレゼントが当たるキャンペーンも実施しています。



公式ホームページ



インスタ投票

投票など詳細につきましては、左記公式ホームページよりご確認ください。

042-753-8135

経営支援課

お問い合わせ

さらに今年度は20周年特別企画も予定していますので、お楽しみに。

お店大賞をテーマに

青山学院大学で授業

令和5年6月〜7月に青山学院大学の「プロジェクト演習入門」という授業で、お店大賞の若年層への認知拡大というテーマで学生がプレゼンしました。



授業の様子

授業にアドバイザーとして参加した荒俣実行委員長は

「大学生ならではの提案や意見を聞くことができた。今後の事業実施に活かしていきたい」と話していました。

川口商工会議所と意見交換会

7月10日、「川口 i m i s e (いい店)大賞」を運営する実行委員および、川口商工会議所の職員が来所し、お店の表彰事業に関する意見交換会を実施しました。



意見交換会の様子

出席した川口 i m i s e 大賞の伊藤企画会議リーダーは「20年間、試行錯誤しながら成長を続けてきた相模原

お店大賞のノウハウや課題解決方法は大変参考になった。川口 i m i s e 大賞も、時代の変化を適切に捉えながら、さらに市民に認知される事業に育てていきたい」と、感想を述べました。

国交省に 要望書提出



石井副大臣へ要望書を手交

圏央道神奈川地区連絡会（上野孝会長）神奈川県商工会議所連合会会頭は7月28日、国土交通省を訪問し、県内の圏央道未開通区間の整備促進等について要望書を提出しました。

同会は「神奈川県商工会議所連合

相模原市公共交通網の整備を促進する会

令和5年度 総会を開催

相模原市公共交通網の整備を促進する会（杉岡芳樹会長）は、豊かで暮らしやすい地域づくりと市内経済の活性化を目指し、国や市に対して交通網の整備に関する要望活動を行っています。

8月2日、市立産業会館にて4年ぶりに対面での総会が開催されました。議案はすべて原案通り承認され、奈良浩の副市長に要望書の手交を行いました。

会」をはじめ、当所杉岡会頭が会長を務める「相模原市公共交通網の整備を促進する会」などの県内民間団体で構成されています。

圏央道沿線では、企業立地の促進や新たな観光需要の創出など、地域経済に好循環をもたらすストック効果が発揮される一方で、幹線道路の慢性的な渋滞による時間・経済損失や沿線環境の悪化といった改善すべき課題が残っています。

今回、こうした課題を解決し、安全・安心で力強く持続的な経済成長を実現するとともに、豊かで暮らしやすい地域づくりを行うよう要望しました。

総会終了後には相模原市職員による「第2次相模原市新道路整備計画」と題した研修会が行われ、当会のメンバーと活発な意見交換が行われました。



杉岡会長から奈良副市長へ要望書の手交

飲食宿泊業部会×タウンニュース 連携企画 「店主が好きな店」

フロの舌にかなった実力派のグルメがずらり。地元飲食店の活性化に取組む飲食宿泊業部会による「リレー形式」の企画です。相模原市内の飲食店のオーナーが自分のお店ではなく、「お気に入りの店」を紹介。紹介されたお店の店主が今度は自分のお気に入りを紹介。店主から店主へとバトンをつなぎたいです。

（記事提供 関タウンニュース 相模原支社）

店主が好きな店

切磋琢磨

南区古淵2の17の3B1
042・758・9990



「右」おすすめのお白レバー

相模大野の行きつけの飲食店で知り合った長内輝貴さんのお店です。私の店は鶏肉を鉄板で焼きますが、長内さんは「炭火」です。「炭の香りをぜひ。炭で焼くからうまいんです」だそうです。店のおすすめは白レバーで表面はちよつと硬く、中はとても柔らかく焼き上げます。長内さんは「マンパワーが売り」とおっしゃっており、炭火の前からお客さんとのコミュニケーションを楽しんでいます。「楽しいお店にしたいから自分も楽しんでいきます」



紹介してくれた店主、鉄豆亭の岡本さん

企画／相模原商工会議所・飲食宿泊業部会



▲過去記事はこちら





青年部（松下龍太会長 ㈱FOR T社長）は8月28日、今年度の政策提言事業の第1弾として、プロスポーツのイベント誘致に積極的に取り組む宇都宮市を視察しました。

今回の政策提言のテーマは「スポーツの街 相模原」。政策提言のヒントを得るために、参考都市としてバスケットボールの3×3（スリー・エックス・スリー）イベント誘致などに成功している宇都宮市を視察しました。

当日は、宇都宮市役所・都市魅力創造課の担当者からイベントの誘致に至った経緯や経済効果などについて説明を受けたほか、宇都宮商工会議所青年部とも意見交換をしました。

青年部では引き続き、スポーツで街や経済を盛り上げる方策について検討を重ね、年度内の提言書作成に向けて本事業を進めていきます。

商工会議所・商工会が運営するネットを活用した
「**会員限定**」の商取引支援サービス

「ザ・ビジネスモール」のご案内！

●無料で日本全国の企業とWEBでマッチング

- ・商談の相手先は全国いずれかの商工会議所等会員企業
- ・日本全国で地域を超えてマッチング事例多数
- ・オールジャンル対応
- ・募集・提案・成約にいたるまですべて0円
- ・ザ・ビジネスモールのユーザー登録（無料）で売り手側にも買い手側にも



【ザ・ビジネスモール】

詳細はホームページよりご確認ください。



<https://www.b-mall.ne.jp>

【買い手】

スピーディーに仕入外注先を探すことができる



募集

応募

【売り手】

購買意欲のある買い手に応募し直接売り込める



【問い合わせ】 総務課 ☎042-753-8131

SOIN

相模原市印刷広告協同組合

代表理事 山本博之

印刷・広告に関する事はどんなことでもご相談ください

官公需適格組合

〒252-0239 神奈川県相模原市中央区中央3-7-5
TEL 042-776-6100 FAX 042-776-5656
<http://www.soin.or.jp>



さがみはら
SDGs
パートナー
（公）相模原市印刷広告協同組合

(できれば、自動設定で、強制的に一定額を振替える設定が望ましいです)

- さらに、消費税だけでなく、法人税や地方税、源泉所得税、社会保険料・労働保険料なども、概ね見込めるでしょうから、それらのためにも、「納税口座への一定額振替」を実行し、さらに、「e-Taxによるダイレクト納税」「口座引き落とし」を活用し、「仕組みとして強制的に納税する」ようにすることがより望ましいでしょう。顧問税理士の先生がおられる事業者は一度、ご相談されてはどうでしょうか。

Q3 当事業所は免税事業者です。インボイスにできれば登録したくないのですが、どうすればよいでしょうか？

A3 インボイス制度が関係するのは、事業者同士の取引の部分(領収書を求めてこない個人の消費者のみを対象に販売をしている小売業などへの影響はほぼない)だということです。

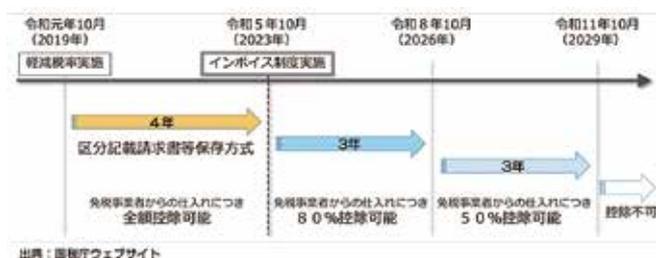
では、インボイス導入後の、免税事業者への影響はどうかということ、課税事業者が行うであろう対応で申し上げたとおり、令和5年10月以降は値下げ交渉をされる、応じない場合契約続行が難しくなるといった影響が可能性としてあります。

このような場合、選択肢としては

- ① あくまでも免税事業者のまま
- ② 消費税の課税事業者を自ら選択する

前者の場合、免税事業者であり続けることで、課税事業者である取引先から、「不評」「差別」「排除」を受ける可能性があります。それは令和5年10月以降は、「免税事業者へ支払った消費税は預かった消費税から差し引くことができない」のが原則だからですが、実はこれには「経過措置」があります。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



この「経過措置」をわかっていたら、インボイスを要求してきた取引先に、にべもなく断って、関係悪化や取引打ち切りにならないようにするために、例えば

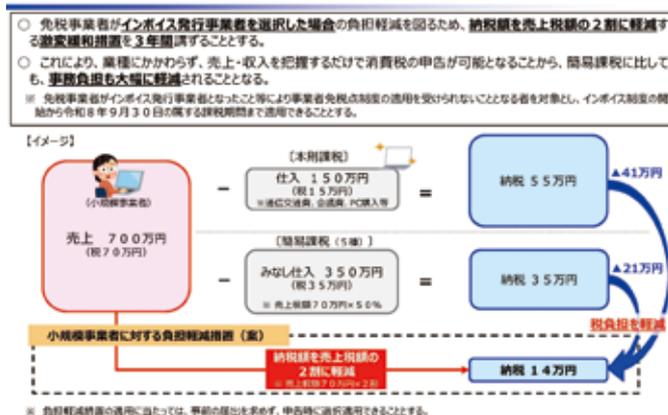
- ① このとおり、「経過措置」がありますから、実際は2%だけの増税ですよね？ それでご勘弁願えませんでしょうか？
 - ② 2%分だけの増税なら、御社で1%、ウチも1%値引きします。いわば「痛み分け」それでどうでしょうか？
- といった「交渉」が可能かもしれません。

次に、後者の場合は、現状、免税事業者であっても、「適格請求書発行事業者の登録申請書」という書類を税務署に提出することによって2期前の売上が1,000万円以下であっても消費税の納税義務者になれる制度です。

そこで提案ですが、消費税の課税事業者を自ら選択し、インボイスを発行できる「課税事業者」になった場合、消費税の課税事業者になると同時に「簡易課税」を選択することを検討してはどうでしょうか？

簡易課税制度とは、二期前の課税売上高が5千万円以下の事業者で、所定の時期までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していれば、適用される制度となります。簡単にいいますと、支払いは一切関係なく、売上のみで、業種によって決まっている一定の率を乗じて計算するだけです。事務的な手間は大幅に省けます。それは、支払先の証憑にインボイスがあるか？ ないか？ を一切気にしなくてよいからです。また、この制度を適用されるような事業者は、インボイス制度が始まって、下記の図のように負担軽減措置を受けることができます。

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(案)



要約すると、インボイス制度によって、「課税事業者を選択」した人限定で

- ① その税売上金額の2%を消費税納税額の上限とする。
- ② ただし、今年の10月から3年間の期間限定の措置であり、4年目からは、通常通りの納税になる。

ということです。加えて、簡易課税をもし選択したらインボイスの事務負担が軽く済むメリットもあり、本業で忙しい小規模事業者の方にもこれは大きいでしょう。

ただし、この「簡易課税」は一度選択すると、2年間は強制適用になります。また、上記の「3年間の期間限定措置」が終了してしまうと簡易課税の場合、「本則課税」の場合と比べて消費税の納税額がかえって多くなってしまいう場合もありますので、慎重な判断が必要になります。

新制度が導入され、経理処理が今まで以上に煩雑化されることが想定されます。疑問点が発生した場合は、速やかに商工会議所や税理士会にご相談ください。

【執筆者紹介】

税理士・社会保険労務士 眞崎正剛事務所
眞崎 正剛 氏
(税理士[東京地方税理士会相模原支部 所属]・社会保険労務士)



インボイス対応 開始直前解説

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

インボイス制度は経理だけでなく、会社全体に影響を与える可能性があり、どの様に備えるべきか悩んでいる事業者も少なくありません。開始目前に迫ったインボイス制度についてQ&A方式で解説します。



Q1 10月から始まる消費税のインボイス制度ですが、あらためて「仕組み」を教えてください。

A1 令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた「課税事業者」である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書（いわゆるインボイス）」の保存が「仕入税額控除」の要件となります。

インボイスとは、仕入先に対し、税率と税額を正確に伝えるために、従来の区分記載請求書に必要事項を追記した請求書のことです。

正式には「適格請求書等保存方式」といい、課税事業者の「適格請求書（インボイス）」提出・保管により、正確な仕入税額控除を行うために必要な制度となります。

「仕入税額控除」をもう少し詳しく説明すると、事業者が預かった消費税から負担した消費税を差し引くこと。たとえば、本体金額1,000円、消費税100円、税込金額1,100円で仕入れた商品を本体金額3,000円、消費税300円、税込金額3,300円で販売した場合、仕入税額控除は300円から100円を差し引いた200円（納付税額）となります。

では、この方式において、なぜインボイス制度が導入されることになるのでしょうか？「背景」を説明します。

令和元年の9月まではこれまで消費税率は一律8%だったため、売上高と仕入高、それぞれの消費税額から簡単に仕入税額控除ができました。

しかし、令和元年10月の消費税率引き上げと軽減税率の導入に伴い、税率8%と10%の商品が混在するようになりました。

それにより、仕入税額控除の計算が複雑化し、商品ごとに適用税率がわかる適格請求書（インボイス＝請求書や納品書）が必要になったのです。

ちなみに、適格請求書は「適格請求書発行事業者」しか発行することができません。「適格請求書発行事業者」になるには、税務署に申請書類を提出し、登録を受ける必要があります。

また、登録を受けることができるのは下記に限られます。

- ① 消費税を国に納める義務が発生する課税事業者（2期前の課税売上高が1,000万円を超える事業者）
- ② そもそも、課税事業者の義務はないのに（現在は免税事業者）自分の意思で、課税事業者になることを「選択」することを検討しなければならない事業者

ここに、インボイス制度の大きな注意点があります。

それは・・・

- ① もともと、既に消費税の課税事業者である事業者は、インボイスに登録しようがしまいが、消費税の申告・納税義務があることに変わりがないので、登録に抵抗がない（ただ、インボイス導入による事務負担は増えますが…）
- ② 問題なのは、年間売上が1千万円以下の小規模事業者で、取引先が「領収書や請求書を都度求めてくる」事業者の場合、これまでは免税事業者でよかったのに、インボイスを発行するためだけのために「課税事業者」を自らの意思で選択することを検討しなければならない事業者です。選択した場合は当然、消費税を納めなければなりません。

Q2 なるほど、実質的な増税となるのですね。事業をやっていく上で資金繰りが更にくくなるのではと心配です。どうすればいいのでしょうか？

A2 適格請求書（いわゆるインボイス）が交付されない場合、消費税の課税事業者は、免税事業者である仕入先に支払った消費税について、請求書に「登録番号」の記載がない場合は納税額から控除ができなくなります。この場合、課税事業者である「買い手」の選択肢は、次の3つになります。

- ① これまでどおり、「免税事業者」と付き合う。
- ② 増税になる分の値下げ交渉を「免税事業者」にせまる。
- ③ 「免税事業者」との契約を打ち切り、他の課税事業者と契約する、いうまでもなく、「インボイス」を発行してもらうためです。

①を選択した場合、消費税の納税が増えますので、経営や資金繰りに余裕のある事業者でしか対応できないでしょう。

結果として、②や③の対応がほとんどではないでしょうか。

かといっても、自社・ご自分が受領した「すべての請求書・領収書」にインボイスの記載があるというのは、非現実的であり、それはこの制度が実施されたら、多くの課税事業者では消費税の納税額が増加することが見込まれるということです。

当たり前ですが、納税期限を守れないと、延滞税の対象になってしまいますので、今後はより消費税の資金繰りをより計画的に行うことが望ましいでしょう。

具体的には・・・

- 「納税用口座＝それ以外には使わない」を設け、月々の事業のキャッシュフローから、一定額をその納税口座に振り替える。

小田急江ノ島線東林間駅の周辺に店舗を構える約200の加盟店で構成する東林間商店街振興組合(南区東林間)。全長450mのシャンテ大通りを軸に老舗和菓子店からお洒落なバル、ファッションから日用品店まで、さまざまなお店が軒を連ねる市内でも歴史のある商店街として知られています。地元が主体となった多彩な催しを通じて、にぎわいを生むことにも成功しており、この8月、コロナ禍を挟んで4年ぶりに開催された最大のイベント「東林間サマーわあ!ニバル」は2日間で13万人の来場者を集めました。東林間商店街振興組合を長年にわたって率いる大石方哉理事長に、同商店街の特徴や将来展望をうかがいました。

—まずは、東林間商店街の概要からお聞かせください。

「小田急線・東林間駅を中心に広がる商店街です。振興組合の加盟店は毎年、入れ替わりはあるものの、200店舗に上っており、戦後まもなく創業した老舗から最近オープンしたお店まで、『安心・安全・アットホームなふれあい』をモットーに、お客様の満足にお応えできるよう、日々努めています」

「お客様本位のサービスとして、『りんりんカード』というポイントカードを独自に発行・運営しているのも特徴です。『りんりんカード』は、東林間商店街振興組合のりんりんカード加盟店で、1000円相当の買い物をするごとに1ポイントが付与されるもので、400ポイントを集めると、満点カードとなり、加盟店で5000円相当の買い物ができます。さらに、満点カードは商店街で催すイベントの抽選券や交換券としても利用できるので、お客様からとても好評です」

—東林間商店街は、盛り沢山のイベントが1年を通じてあることでも知られていますね。

「イベントや祭りの多さも自慢かと思えます。今年は新型コロナが感染症法上の5類に緩和された春以降、7月に『サマーセール』と『西口まつり』、8月に『東林間サマーわあ!ニバル』を開催。秋以降も11月の『わあ!ぷりぷり東林間』、12月の『歳末感謝セール』と目白押しです。さらに10月と来年2月、3月には『りんりんカード交換会』を予定しています。珍しいのは、こうしたイベントや祭りの企画や運営に、地域の方々为主体的に当たっている点です。外部のスポンサーや行政の力に頼らず、地域の皆で作られています。そのため、事務方からすると、イベントが終わったら一息つく暇もなく、すぐに次のイベントの準備に取りかかるといった忙しさです」

「この中でも『東林間サマーわあ!ニバル』は1992年から毎年、8月の第

多彩なイベントで商店街を活性化

東林間商店街振興組合理事長 **大石 方哉**さん



1土曜、日曜に開いてきた東林間最大の阿波踊りのイベントです。地元の阿波踊り連(団体)に加え、本場・徳島や東京・高田寺の団体も参加して踊り歩く夏の風物詩となっております。今日では、夏の4大祭りの1つとも言われるまでに成長しました。今年は、コロナ禍による3年間の中止を経て、8月5、6日に4年ぶりに開催できました。市立上鶴間中学校のボランティアを含む地域の方々の運営に加えて、新たな取り組みとして、運営費の一部を賄うため、クラウドファンディングを実施しました。幸い、目標の30万円の倍以上となるご支援金を頂くことができ、会場の設営費の一部や『YouTube』のライブ配信費にも充当させてもらいました。『東林間サマーわあ!ニバル』自体も2日間で13万人の方が訪れるなど、無事終えることができました」

—今後、取り組んでいきたいことについて教えてください。

「商店街は、地域コミュニティの核であります。安心・安全で、高齢者にも子育て世代にも優しい身近で良質な買い物の場を提供できるよう、引き続き、皆で一緒になって努めていきます。加盟店の商環境も良くなっていくと信じています。『東林間サマーわあ!ニバル』については、あくまで個人的な意見ですが、有料席の導入など含め、より楽しんでいただける運営方法を検討していきたいと思っています」

エッキミュージックサロン(中央区相模原)は、従来の音楽教室の枠にとらわれず、音楽に関する人々の幅広いウォンツ(Wants)をワンストップで提供することを基本に掲げています。商号に「スクール」や「スタジオ」ではなく、多くの人々が集うという意味を持つ「サロン」と付けたのもそのためです。音楽業界はコロナ禍で大きな逆風を受けましたが、同店はオンラインレッスンの開始などで難局を乗り切り、多彩な講師陣によるレッスンやライブといった活動も、コロナ禍前の水準に戻りつつあるそうです。今回は、「音楽の持つ力」を信じ、相模原から芸術を発信したいと情熱を燃やす代表の森田江利子さんを訪ねました。

■音楽一筋、自宅事務所からの出発

JR横浜線・相模原駅からほど近いビル2階。エッキミュージックサロンの入口を入ると、目の前にはシンセサイザーからドラム、DJブース、さらには箏や三味線まで、多くの楽器や機材が一斉に目に飛び込んできます。例えるなら音楽のおもちや箱。大人も子どもも「ここは絶対に楽しい所だ」と感じるに違いないありません。「音楽だけでなく、いろいろな方向に活動や事業が派生していけば……」という森田代表の想いが、凝縮されたかのような光景です。

幼いころからピアノを習い、高校の時にはバンドを組んでボーカルを務めたという、根っからの音楽好きである森田代表。大学卒業後、フリーターとして暮らしていたある夏の日、国会のテレビ中継で、当時の小泉純一郎首相が「今は、誰でも会社を作れる時代だ」と演説したのを聞き、開眼。早速、個人事業主として、まずは自宅を事務所に出張レッスン・出

張コンサートを始めたのが、エッキミュージックサロンのスタートとなりました。

その後、仕事が順調に舞い込み、機材なども増えていくとさすがに手狭になったことから、最寄りの橋本駅前にテナントを借り、かつてのバンドメンバーらの協力を得ながら自宅事務所より「独立」。さらに1年後の2007年に、現在の相模原駅前にお店を移し、洋楽・邦楽を問わず教える拠点として今日に至っています。

■アイデアとポジティブ思考

もちろんこの間、常に順風満帆ではありませんでした。東日本大震災の時には計画停電が直撃、コロナ禍では生徒が8人から5人に減ってしまいました。しかしそんなピンチも「電気が使えないなら、電気を使わない太鼓や唄がある」、ソーシャルディスタンスが求められても「オンラインレッスンを行えば、市場は相模原だけでなく世界に広がる」と、持ち前のポジティブ思考とアイデアとで乗り切



音楽の持つ力で相模原から芸術を

エッキミュージックサロン 代表
森田 江利子さん

話します。実際、コロナ前には8対2くらい少なかったレッスン生に占める大人の比率が、足元では「6対4くらいに近づいています。毎週水曜と土曜の定期ライブイベントも今年3月から再開しましたが、毎回、演奏者と生徒さんが大いに盛り上がっています」。

そう語る森田代表に、エッキミュージックサロンのいち押しは?と尋ねると、即座に返ってきたのが「人」という答えでした。サロンに集うミュージシャンの講師陣と、通ってくれるレッスン生たち。かけがえのない彼らと一緒に、例えば社歌や校歌の作詞・作曲など、「音楽に関することなら、何でも任せてください」と言えるような場所にしていきたい」と目を輝かせています。

りました。そして今、改めて感じるのは音楽が持つ「人を巻き込む力」の素晴らしさだと

※執筆者との契約により、紙媒体での掲載に限定させていただきま

今☆知っておきたい マネー学

三菱UFJ銀行は、相模原のお客さまのお役に立てるよう、様々なネットワークを活用したビジネスマッチングサービスを積極的にすすめています。

ビジネスマッチングサービスは、お客さまのビジネスニーズに関する情報にもとづき、お客さまの希望に合った取引先企業(以下、出品企業)を選定し紹介・引合わせ(面談)等を設定するサービスです。

本サービスの実施にあたり、弊行は出品企業の選定等のために株式会社Business Tech(弊行連結子会社)が提供する「ビジュアル」(問題解決型プラットフォーム)をご案内します。ご関心のあるお客さまは、弊行担当者までご用命いただければと思います。



【問い合わせ】

株式会社三菱UFJ銀行相模原支店

042-753-1371

神奈川県信用保証協会

■テクニカルショウヨコハマに

来年2月開催「テクニカルショウヨコハマ2024」の出展企業の申込期限が迫っています。

神奈川県最大の工業技術・

製品に関する見本市

■出展の申込締切

2023年9月29日(金)

2月7日(水)～9日(金)

場所一パシフィコ横浜

規模一600社・団体550小間(予定)

2023年9月30日(土)

2023年9月29日(金)

2023年9月29日(金)

当協会では、出展にかかる費用の一部補助を行い、皆さまの出展をサポートします。

【出展料補助のご案内】

【出展料補助の申込締切

2023年9月30日(土)

詳しくは、当協会ホームページ「トップ

ページバナー」からご覧ください。

ページバナー」からご覧ください。



当協会ホームページはこちら



経営に役立つ情報を発信/ LINE友だち募集中

【問い合わせ】

045-681-7170

https://www.cgc-kanagawa.or.jp

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済



取引先の倒産から会社を守る制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。



相模原商工会議所

お問い合わせは経営支援課まで TEL: 042-753-8135

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(償還期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上**損金(法人)または必要経費(個人事業)**に
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

共済制度の運営機関 (独)中小企業基盤整備機構

経営セーフティ共済 検索

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は**全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も**税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。



相模原商工会議所

お問い合わせは経営支援課まで TEL:042-753-8135

共済制度の運営機関 (独)中小企業基盤整備機構

小規模共済 検索



～お気軽にご相談ください～
窓口相談のご案内

ご予約：経営支援課 ☎ 042-753-8135

相談内容	日時	場所
創業・経営革新相談 中小企業診断士による相談	9/28(木)・10/5(木)・10/11(水) 10:00～12:00・13:00～16:00	本所
	9/21(木) 10:00～12:00・13:00～16:00	南支所
税務・経理相談 税理士による相談	9/21(木)・ 10/2(月)・10/5(木)・10/12(木)・10/16(月) 13:00～16:00 ※ご予約は☎042-759-0046まで	本所
許認可相談 行政書士による相談	10/20(金) 13:00～16:00	本所
受発注相談 神奈川産業振興センター相談員による相談	10/11(水) 13:00～16:00 ※ご予約は☎046-292-0322まで	本所
健康相談 産業医・保健師による相談 対象：従業員数50人未満の事業場	産業医：9/21(木)午後 保健師：9/13(水)、10/11(水) ※詳細・ご相談・申し込みは相模原地域産業保健センター☎042-707-4225まで	本所

相談内容	日時	場所
法律相談 弁護士による相談	9/22(金)・10/6(金)・10/13(金) 13:00～16:00	本所
事業承継相談 事業承継・引継ぎ支援センターコーディネーターによる相談	申込時に日程調整のうえ実施	本所
労務相談 社会保険労務士による相談	10/10(火) 13:00～16:00	本所
発明相談 神奈川県知財総合支援窓口相談員による相談	10/12(木) 13:00～16:00	本所
メンタルヘルス相談 (職場環境対策) 公認心理師 精神保健福祉士による相談	9/13(水)・10/11(水)・11/8(水) 13:00～16:00 ※ご予約は総務課☎042-753-8131まで	本所
その他各種相談	※経営全般、事業承継相談、IT相談、経営安定相談等の各種相談も承っております。	本所

ご予約は当所ホームページ（一部電話のみ）より承ります。

年間日程については当所ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】
経営支援課
☎ 042-753-8135

当所の創業・経営革新(中小企業診断士)相談は、原則第1・3・4木曜日および第2水曜日(第3木曜日は南支所)の10時～16時に1事業所最大1時間の枠で、予約を受け付けています。

相談内容は主に創業全般、経営全般、事業計画書の書き方、立て方、販路開拓方法等です。特に創業のご相談は、不安も大きい創業者に寄り添うだけでなく、当相談を4回以上受けて頂きますと、市から特例認定を受けることができ、創業融資の利率優遇などを活用できます。

創業を考えている方や新たな事業展開を考えている皆さま、当所の無料相談を活用してみたいかがでしょうか。

商工会議所の無料窓口相談
創業・経営革新 相談とは

創業・経営革新相談の様子 (イメージ)

白雲殿・紫雲殿・コミュニティホール 式場使用料 無 料

伊藤典範 if 共済会 相模原市宮前場すくそば

安心のネットワーク 全業種加盟店

1万円の入会金で一生保障

もしもの時は ☎ **0120-42-9039**

深夜でも休日でも、24時間承っております。

〒252-0344 相模原市南区古淵5-27-1

伊藤典範 検索

神奈川県信用保証協会

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた
中小企業の皆さま向けの保証制度や
経営支援メニューのご用意もあります

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください ▶

神奈川県信用保証協会 相模原支店
☎ 042-752-0575 お気軽にお問い合わせください

PR本文は掲載者からいただいた原文のまま掲載をしています。

ペットの健康寿命を 気にした事がありますか？

「寿命のびーる」は、動物の細胞寿命を伸ばすテロメラーゼ酵素が発見されたノーベル医学・生理学賞を受賞した研究から生まれた、世界初、ペットの寿命を伸ばす為だけに作られたサプリメントです。防腐剤無添加、無味無臭無害、人間が口にしても安心な成分しか入っていません。計画的に摂取を続けていただき、ペットとの時間を1日でも長く幸せに過ごしてください。卸売り価格にてご提供の販売店さんも同時募集中です。

※ペッタムはペット用サプリメント（健康食品）です。



ペッタム販売代理店 ヒラオカ

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺3-9-17-1308
TEL 090-4428-9867
E-mail takulps2@gmail.com

貴社のHP、【保護されていない通信】と 表示されていませんか？

当社は初期費用10万円～作成可能な、【低価格×高品質】で理想を実現させるHP制作会社です。

大手企業にはないスピード感や柔軟性が強みですので、綿密なヒアリングで貴社の要望以上のHPを提供いたします。

【保護されていない通信】と表示のあるHPをお持ちの方は、大変危険な状態です。

補助金を使用することで格安作成も可能ですので、HPを一新したいというお悩みがございましたら是非お気軽にご相談ください！



(株)Refu

〒252-0143 相模原市緑区橋本3-18-11 石野ビル3階
TEL 042-816-3114
E-mail info@refu-co.com



自然の力を日常に。 癒しの効果と空間演出を提供致します。

生花花束・アレンジメントの他、お祝いスタンドや社内グリーン化、空間演出などにもご利用ください。

癒し効果によるストレスの軽減、華やかさによるモチベーション向上の効果をご実感いただけます。

打ち合わせにより見積り書を作成し、適した提案をさせていただきます。

内容に応じた配達も承りますので、是非一度ご連絡ください。



聖花Garden

〒252-0131 相模原市緑区西橋本5-1-1 ラ・フロール1F
TEL 042-703-0878
E-mail seikagarden1118@outlook.jp

貴社の商品やサービスを 「さがみはら商工会議所会報」で PRしませんか？

会員PRコーナーは掲載無料・会員限定のサービスです！

「会員PRコーナー」へ お申し込みについて

【申込方法】

当所専用ホームページにて下記の記載事項をご入力の上、ご提出ください。

【記載事項】

- タイトル(30文字以内)
 - PR本文(150文字以上 200文字以内)
 - 会社概要(社名、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページURL)
 - 掲載ご希望のお写真1枚
- ※掲載月は先着順となります。

【お申し込み・お問い合わせ】

総務課 ☎ 042-753-8131

Eメール soumu@sagamihara-cci.or.jp



新入会員紹介

(2023年6月26日～2023年7月26日)

会員数 4,529件 (2023年7月26日現在)

※事業所のご希望により掲載しない場合もあります。

部会	事業所名	代表者名	住所	電話番号	事業内容
工業	二幸製作所(株)	都築 雄一	南区麻溝台8-37-3	042-743-0699	金型及び関連部品の製作
サービス業	(株)フロンティア 相模原事業所	井上 大輔	南区大野台2-27-1	042-707-4527	人材派遣・アウトソーシング 事業
サービス業	たてかわ行政書士事務所	建川 一茂	南区新戸3021-8	090-2307-2513	行政書士業務、書類申請書作 成業務、各種相談業務
建設業	アライアンス(株)	細川 豊孝	南区御園1-18-11-4-209	090-3202-6917	看板工事業
交通運輸業	ふそう陸送(株) 相模原総括支店	磯部 若行	中央区上溝323	042-778-1436	一般貨物自動車運送業
特別会員	A T L I K E (株)	田代 大輔	川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング 14階	044-455-5128	ITコンサルティング事業

会員登録変更のお知らせ

※事業所のご希望により掲載しない場合もあります。

部会	事業所名	変更事項	変更後	変更前
金融保険業	(株) H. I. T	所在地	南区相南4-1-35 2F	南区相南4-3-34 岡部ビル3F

神奈川県立かながわ男女共同参画センター

男女共同参画推進状況の届出のお願い

県では神奈川県男女共同参画推進条例に基づき、毎年、常時使用する従業員数が300人以上(10月1日現在)の事業所について、男女共同参画の推進状況を11月30日までに届け出ていただいております。

この届出制度は、すべての事業所において、男女が性別にとらわれず、共に力を発揮でき、誰もが働きやすい職場環境が整備されることを目的に行うものです。期日内の届出にご協力をお願いします。

【問い合わせ】

神奈川県立かながわ男女共同参画センター 参画推進課
〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階
☎0466-27-2117 FAX 0466-25-6499 (担当 田坂、波多野、窪田、岡田)

●スケジュール

届出期間：10月1日～11月30日
対象事業所は届出書に記入の上、電子申請、ファクシミリ、郵送のいずれかにて提出

●届出書の主な記載事項

- ①男女別の正社員数や管理職数、職務区分別の人数など
 - ②育児・介護休業制度の措置状況など
- 届出手続の詳細については、県のホームページをご覧ください。

検索ページから、

で検索



葬儀・法事・御祝・御礼・御見舞

「果物かご盛り」承ります



冠婚葬祭お祝い品等のギフト専門店
相模物産株式会社

TEL.042-755-3521 相模原市中央区上溝1878

公式オンラインショップ <https://sagamibussan.com/>

朝日建設株式会社

選ばれる理由がここにあります。



お気軽にお問い合わせください
☎0120-18-0955
〒252-0206 神奈川県相模原市中央区淵野辺4丁目10番14号

令和5年度 相模原市

健活! チャレンジ

毎年大好評
今年も個人部門
グループ部門
の2部門を開催!

参加者の98%が回答!! 健康づくりに取り組んで、健康と景品を手に入れよう!

個人部門

対象 20歳以上の相模原市内在住・在勤・在学の人
(令和5年度中に20歳になる人も含む)

前期 (抽選12月) 令和5年 9/1(金) ▶ 11/30(木)
後期 (抽選3月) 令和5年 12/1(金) ▶ 令和6年 2/29(木)

NEW! グループ部門

対象 20歳以上の相模原市在住・在勤・在学の人で構成し、5人以上で参加する団体
(事業所での参加もOK!)

期間 (抽選2月) 令和5年 10/1(日) ▶ 令和6年 1/31(水)
令和5年9月1日(金)から参加登録ができます

相模原市コールセンター(年中無休8時~21時)
☎042-770-7777

詳しくはこちらから▶ [健活チャレンジ](#) 検索▶ 

参加方法 ※期間中10日以上登録していることが必要です

スマホとチャレンジ! アプリコース

1日平均5,000歩以上歩くと抽選の対象!

- ①アプリ「マイME-BYOカルテ」に登録
- ②アプリトップ画面「マイME-BYOカルテ」から参加登録
- ③スマートフォンを持って歩く

レポート提出とチャレンジ! コース

健康づくりに関する目標に30日取り組みと抽選の対象!

- ①「レポート用紙」を手入 ※用紙はレポート用紙をゲット!
- ②目標設定
- ③取り組みの日付を30日分記入し、提出
【レポート用紙】は、保健センター・公民館などに配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

主な景品

- ▲スマートフォン スタンド
- ▲折りたたみ自転車 VW Type-2 折りたたみ自転車
- ▲Nintendo Switch + リンクフィットアドベンチャー
- ▲ドリップ式 電気ケトル(1.7L)

参加方法

- ①下記に掲載の二次元コードから代表者が事前参加登録
- ②全員がアプリ「マイME-BYOカルテ」のプロフィール編集ページで代表者に送付する3桁の参加コードを入力
- ③グループ全員から参加登録
- ④スマートフォンを持って歩く

記念品等

平均歩数が多い上位のグループに記念品を(トロフィー)贈呈!

その他、抽選を行い、景品が当たります!

相模原市青年起業家育成基金への 寄附金を募集しています!!

市内産業の活性化を図るため、将来の相模原を担う者を対象とした諸事業に役立たせていただきます。

基金の用途

**さがみはら
子どもアントレプレナー体験事業**

小学生を対象に、初めて出会う仲間と「会社設立、事業計画書の作成、資金調達、仕入、製造、販売、決算」という起業のプロセスを疑似体験する事業です。


(さがみはら産業創造センターHP) 

相模原アクセラレーションプログラム

優れたアイデアを持つ成長意欲の高い人材を相模原から創出することを目的に、経験豊富なメンターによる支援など、起業家の成長に必要な実践的なプログラムを実施し、将来、株式公開等を目指す起業家として育成する事業です。


(相模原アクセラレーションプログラムHP) 

寄附の申出方法

青年起業家育成基金の趣旨に御賛同いただき、御寄附いただける場合は、「寄附申出書」を郵送、ファックス、窓口持参又は電子メールで産業支援課へご提出ください。
※市への寄附金は、税制優遇措置により所得税や住民税の「寄附金控除」の対象になります。詳細はお近くの税務署へお問い合わせください。

※「さがみはらSDGsビジネス認証制度」における「市が指定する地域貢献活動等」に新たに追加されました

**問
い
合
わせ**

相模原市環境経済局産業支援課 (市役所本館 5階)
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-5 ☎ 042-769-8237 FAX 042-754-1064
E-mail : sangyou.s@city.sagamihara.kanagawa.jp



テレワークの
リスクも
補償



個人・法人の情報漏えいリスクに備えるなら

情報漏えい賠償責任保険制度

～サイバーリスク補償型



テレワークの
導入により…

サイバーセキュリティ対策が不十分な環境での作業が増え
情報漏えいリスクが益々高くなっています!



機密情報の有無
にかかわらず…

サイバーリスクは「すべての事業者」が抱えるリスクであり
経済的損失に備えることも重要な対策です!

- サイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償
- 見舞金・見舞品購入費用も補償
- 海外で訴訟提起された損害賠償請求も補償(※1)
- 商工会議所のスケールメリットと加入者ごとのセキュリティ状況を反映した保険料水準(※2)
- IT業務も行う事業者向けオプションとして、「IT業務特約」もご用意
- 「標的型メール訓練サービス」をご提供

※1 プレミアムプランで対象となります。IT業務の遂行に起因する事故の場合には、保険適用地域は日本国内となります。
※2 団体割引20%+「割引確認シート(SECURITY ACTION自己宣言(IPAの有無等))」のご回答に応じ最大60%割引=最大68%割引まで適用可能



商工会議所の保険制度HP

<https://www.ishigakiservice.jp/>

制度運営

お問い合わせ先

相模原商工会議所 TEL:042-753-8134

日本商工会議所

引受保険会社

【専門事業者賠償責任保険】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・共栄火災海上保険株式会社・
損害保険ジャパン株式会社・大同火災海上保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・
三井住友海上火災保険株式会社(事務幹事会社)

●一部の商工会議所では、本制度を取り扱っていない場合があります。取り扱いの有無はお近くの商工会議所にご確認ください。 ●本募集広告は制度概要を示したものです。詳しくは、お近くの商工会議所にご確認ください。 ●商工会議所では、本制度のほかにも各種保険・共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。

本募集広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う有限会社石垣サービスが日本商工会議所の経営協力により作成したものです。